

申告書等の控えへの 収受日付印の押なつが廃止

国税に関する申告書や届出書など（以下、申告書等）を税務署等へ書面で提出する際、提出した事実や税務署等がいつ受け取ったか確認等するために控えを添えて提出し、その控えに収受日付印を押なつの上、返送等してもらう実務慣行があります。この押なつが廃止されます。

2025年1月から廃止

国税に関する申告手続等について、オンライン化を推進するなど、デジタル社会の実現に向けた取組が進んでいます。実際オンライン化は年々進んでおり、国税庁から公表された「令和5年度におけるオンライン（e-Tax）手続の利用状況等について」によれば、オンライン利用率として法人税申告は86.2%、所得税申告は69.3%との結果が公表されています。このオンライン利用率の向上や、今後も利用が拡大する見込みなども踏まえて、これまで行われてきた、書面提出による申告書等の控えへの収受日付

印の押なつは、2025年1月から廃止されることとなりました。そのため、1月以降の書面提出は、正本（提出用）のみを提出します。なお、当分の間の対応として、希望者には申告書等を収受した日付や税務署名を記載したリーフレットが交付されます（郵送の場合は、切手を貼付した返信用封筒の同封が必要）。

申告内容等の確認方法

書面提出を行った場合に、提出の事実や申告内容等を確認する方法として、国税庁は次の方法を案内しています。ご参考ください。

○ 書面提出を行った場合の申告内容等の確認方法（できる→○、できない→×、（ ）内は手数料）

確認方法 (利用サービス名等)	請求方法		
	オンライン	税務署窓口	
申告書等情報取得サービス	○ (無料)	×	● 所得税の確定(修正)申告書、青色申告決算書等のうち直近3年分について、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを取得
保有個人情報の開示請求	○ (200円/件)	○ (300円/件)	● 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認 ● 郵送での請求も可能
申告書等閲覧サービス	×	○ (無料)	● 納税者等が申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合に閲覧可能(代理人でも閲覧可能(委任状が必要)) ● 一定の場合は写真撮影が可能
納税証明書の交付請求	○ (370円/枚)	○ (400円/枚)	● 確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書を取得 ● 郵送での請求も可能

(※) 基本的にはオンライン請求(申請)時にはマイナンバーカード等が、税務署の窓口請求時には本人確認書類などの一定の書類がそれぞれ必要となります。実際に請求する際は、必要書類等を事前に確認するとよいでしょう。

参考：国税庁「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm> 他

マイナンバーカード読取不要で スマホ申告が可能に

デジタル社会の実現化に向けて、国税の分野でも様々な取組が行われています。スマートフォン（以下、スマホ）を用いた個人の確定申告（以下、スマホ申告）もその1つです。年々使い勝手が向上していますが、2025年1月からさらに便利になります。

スマホ用電子証明書に対応

マイナンバーカード保有者は、マイナポータルアプリから手続を行い、「スマホ用電子証明書」をスマホに登録することで、マイナンバーカードで利用できるサービスを、スマホだけで完結することができます。ただし、現状マイナンバーカードで利用できる全てのサービスがスマホ用電子証明書で完結できるわけではなく、提供サービスは順次拡大されています。スマホ申告については、2025年1月からスマホ用電子証明書に対応することとなりました。



これにより、スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードを読み取ることなく、スマホ申告が可能となります。

また、スマホの機種によっては、利用者証明用電子証明書のパスワードについて、スマホの生体認証機能等が利用できます。

利用の留意点

スマホ用電子証明書の利用については、次の点に留意します。

(1) 対応できる端末が限定

スマホ用電子証明書を利用することができるのは、現状Android™のスマホに限られています。

また、Android 端末であっても全ての端末には対応していないため、利用するスマホが対応できるかは、デジタル庁のサイトなどで確認する必要があります。

(2) スマホの利用をやめるとき

スマホ用電子証明書を登録しているスマホの機種変更や売却、破棄や故障などの理由により当該スマホの利用をやめるときには、当該スマホを用いてマイナポータルアプリから失効手続を行います。利用者自身で電子証明書を失効させることが、法律上義務づけられています。

失効手続を行えば、電子証明書が失効し、スマホ内の関連データも削除されます。

適切に失効手続が行われていない場合には、スマホ内にスマホ用電子証明書が残ったままとなります。スマホの端末初期化では削除されないため、注意しましょう。万が一のリスクも考え、確実に電子証明書の失効手続を行うようにしましょう。

参考：国税庁「令和7年1月からスマホ用電子証明書に対応！」https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6_smart_shinkoku/index.htm
デジタル庁「スマホ用電子証明書搭載サービス」<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification>
デジタル庁「スマホ用電子証明書を登録しているスマートフォンの利用をやめるときの手続」<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification/attention>

(※) Android は Google LLC の商標です。

2024年の賃金改定状況を振り返る

2024年10月に、賃金引き上げ状況に関する調査結果*が発表されました。ここではその結果から、産業別に2024年の賃金改定状況をみていきます。

引き上げ割合は91.2%

上記調査結果から、賃金改定状況（予定を含む）をまとめると、下表のとおりです。

調査結果全体の1人平均賃金を引き上げた・引き上げる（以下、引き上げた）企業の割合は、2024年は91.2%でした。この割合は、過去最高の数字です。2024年の1人平均賃金を引き下げた・引き下げる（以下、引き下げた）は0.1%、賃金改定を実施しないが2.3%、未定が6.4%となりました。

産業別の状況

産業別の状況について、2024年の引き上げた割合をみると、電気・ガス・熱供給・水道業が

100%となり、建設業、製造業、金融、保険業も95%を超えました。引き下げた企業があったのは、情報通信業と宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業でした。改定を実施しない割合は、運輸業、郵便業が10%を超えました。未定の割合は、生活関連サービス業、娯楽業と運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業が10%を超えています。未定の割合が高い産業の場合、調査実施後に賃金引き上げ企業の割合が高まる可能性があります。

地域別最低賃金を1,500円にする政府目標の下、今後も大幅な最低賃金の改定が続くものと思われます。企業にとっては、こうした改定による人件費の増加に対応するための体質強化が求められます。

産業別の賃金改定状況 (%)

	引き上げた		引き下げた		改定を実施しない		未定	
	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年	2024年
全体	89.1	91.2	0.2	0.1	5.4	2.3	5.3	6.4
建設業	99.7	99.7	0.3	-	-	0.3	-	-
製造業	97.4	98.7	0.3	-	1.6	0.4	0.7	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	92.9	100.0	-	-	-	-	7.1	-
情報通信業	91.8	91.7	-	0.4	1.9	1.7	6.3	6.2
運輸業、郵便業	71.0	74.4	-	-	14.5	11.7	14.5	13.9
卸売業、小売業	89.2	91.1	0.1	-	5.4	0.0	5.4	8.9
金融業、保険業	91.0	95.1	0.3	-	1.7	-	6.9	4.9
不動産業、物品賃貸業	92.3	93.9	-	-	5.4	1.8	2.2	4.3
学術研究、専門・技術サービス業	91.4	91.6	-	-	4.3	1.9	4.3	6.5
宿泊業、飲食サービス業	77.4	82.2	1.1	1.1	8.1	6.3	13.4	10.4
生活関連サービス業、娯楽業	79.4	76.2	-	-	12.4	7.7	8.2	16.1
教育、学習支援業	85.4	87.8	-	1.0	6.1	3.7	8.5	7.5
サービス業（他に分類されないもの）	86.9	85.6	-	-	8.7	3.0	4.4	11.4

厚生労働省「令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

*厚生労働省「令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」

2024年7月～8月にかけて、産業・企業規模別に抽出した常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民営企業3,622社を対象に行われた調査です。

有効回答率は49.2%です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/24/index.html>

中小企業の事業承継の意向

新しい年を迎える時期になりました。自社の将来などを検討する経営者もいらっしゃるでしょう。ここでは、経営者にとって最も重要な判断である事業承継に関するデータをご紹介します。

60歳代の社長が26.2%に

中小企業庁の調査結果*から、2023年6月時点の中小企業の社長（個人事業主含む）の年代別割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】社長の年代別割合 (%)

20歳代以下	0.1
30歳代	1.9
40歳代	13.7
50歳代	25.5
60歳代	26.2
70歳代	25.0
80歳代以上	7.6

中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）確報」より作成

60歳代が26.2%で最も高く、50歳代と70歳代も25%台となりました。50～70歳代で全体の75%程度を占めています。

設立時期別の承継意向

次に中小法人企業の設立年別に、事業承継の意向をまとめると表2のとおりです。

調査結果計では、今はまだ事業承継を考えていないが45.0%、親族内承継を考えているが30.8%となりました。

設立年別の事業承継を考えている回答の中では、親族内承継の割合が2016年を除いて最も高くなりました。中でも1995年以前設立の企業では、30%を超えています。

事業承継は経営者にとって最も重要な経営判断になります。後継者の育成などの準備も必要で、実際の承継には長い期間が必要になります。経営者の年齢と事業の現状を考え、早めに取り組むことが求められます。

【表2】法人企業の設立年別事業承継の意向 (%)

事業承継の意向	設立年	計	2019年以降	2018年	2017年	2016年	2006～2015年	1996～2005年	1986～1995年	1985年以前
親族内承継を考えている		30.8	19.7	19.1	18.3	13.6	21.1	28.0	32.2	38.0
役員・従業員承継を考えている		6.8	7.2	4.6	7.1	4.1	5.3	8.4	6.3	7.2
会社への引継ぎを考えている		1.6	2.1	0.7	0.5	0.8	1.2	1.7	1.5	1.9
個人への引継ぎを考えている		0.6	0.4	1.2	0.4	0.4	0.8	0.5	0.5	0.5
上記以外の方法による事業承継を考えている		2.2	1.8	1.3	5.6	0.5	2.4	3.3	2.1	1.8
現在の事業を継続するつもりはない		10.9	12.6	5.6	9.0	17.2	9.6	10.2	14.4	9.9
今はまだ事業承継について考えていない		45.0	52.0	66.8	58.6	61.8	58.1	46.5	40.5	38.3
その他		2.1	4.2	0.7	0.6	1.6	1.4	1.4	2.5	2.5

中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）確報」より作成

*中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）確報」

総務省の「経済センサス基礎調査」等の結果をもとに抽出した、全国の中小企業約11万社を対象にした調査で、2024年7月末に発表されました。有効回答率は41.7%です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001219980&cycle=7&year=20230>



1月のお知らせ

事業主の
みなさまへ

トキワビジネス協同組合 令和7年 新春懇話会

- ❖日時 令和7年1月27日(月) 午後3時00分 閉会
- ❖場所 埼玉グランドホテル深谷 深谷市西島町1-1-13
- ❖日程 I、講演① 寺山税理士事務所 所長 税理士 寺山智久
講演② M'Sコンサルタント 代表 福嶋美鈴氏
II、懇親会

令和7年4月1日～育児・介護休業法が改正されます！

今回は、介護の改正について確認しておきましょう！

① 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

改正内容	施行前	施行後
労使協定による除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②を撤廃

② 介護離職防止のための雇用環境整備

事業主は、介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため以下の①～④いずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する**相談体制の整備(相談窓口の設置)**
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者への介護休業取得・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

③ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

▶介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

周知事項	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度内容) ・介護休業、介護両立支援制度等の申出先 ・介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談(オンライン可) ②書面交付 ③FAX ④電子メール(③④は労働者が希望した場合)


▶介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

情報提供期間	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間) ・労働者が40歳に達した日の翌日(誕生日)から1年間 	いずれか
情報提供事項	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度内容) ・介護休業、介護両立支援制度等の申出先 ・介護休業給付金に関すること 	
情報提供の方法	①面談(オンライン可) ②書面交付 ③FAX ④電子メール	

④介護のためのテレワーク導入

事業主は、要介護状態の対象家族を介護する労働者が、テレワークを選択できるように措置を講じることが努力義務化

★令和7年1月の営業土曜日は
以下のとおりです。

	4日(土) 休
	11日(土) 休
	18日(土) 営業(税理・労務)
	25日(土) 休

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
 トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所
 TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929
 URL : <http://www.terazei.com/>



年末年始の休業日 令和6年12月29日(日)～令和7年1月5日(日)